

新型コロナウイルス感染症対策 後期高齢者医療制度の 傷病手当金を支給します

【問合わせ】 国保年金課 ☎84-0652



愛知県後期高齢者医療制度の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いにより仕事に行けなかった方（給与の支払いを受けている方に限る）に傷病手当金を支給します。

支給額

（直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数）× $\frac{2}{3}$ ×対象日数（※）
※仕事ができなくなった日から3日を経過した日以降で就労を予定していた日数

適用期間

令和2年1月1日から9月30日まで

申請方法

まずは、電話で国保年金課へ相談し、その後申請書を提出してください。

新型コロナウイルス感染症対策 台風、大雨などで 避難する際の注意点

【問合わせ】 防災交通課 ☎84-0626



① マスクを着用しましょう

◇避難所内では、必ずマスクを着用してください。

◇マスクがない場合は、ハンカチなどで鼻と口を覆うなど、咳エチケットを心がけてください。

◇可能な場合は、消毒液やアルコールティッシュなどをご用意ください。

② 体温を測りましょう

◇自分や家族の健康状態を把握したうえで、避難をしてください。

◇避難所内でも定期的に健康状態の確認ができるよう、体温計をご用意ください。

③ 避難先を検討しましょう

◇防災マップ、市ホームページなどで、付近の避難所を確認してください。

◇市ホームページ、ツイッター、テレビ、ラジオ、電話などの手段を使い、避難所の混雑状況を確認の上、避難先を検討してください。

◇可能な場合は、親戚や友人の家などへの避難を検討してください。

※新型コロナウイルス感染症の陽性診断が出ている方、また、そういった方と濃厚接触をした方は、必ず避難前に市役所へ連絡をしてください。

市が行う対策について

◇密集を防ぐため、避難所を多く開設します。

市役所は、緊急避難場所（※）です。避難所として開設しません。

※緊急避難場所とは

地震で津波が発生するなど、高台までの避難が間に合わない場合の、緊急的・一時的な避難をする場所。台風や大雨の際に滞在する場所（避難所）ではありません。

◇感染抑制・予防のため、健康状態により、避難所内の待機場所を区分します。